

鹿追町住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 鹿追町住まいのゼロカーボン化推進事業補助金（以下、補助金）は北海道が定める住まいのゼロカーボン化推進事業補助金実施要領第4条に基づく協議決定の下、北方型住宅 ZERO の新築住宅の取得又は既存住宅に対する性能向上リフォームを行う住宅取得者に補助金を交付するものである。

(交付の目的)

第2条 北方型住宅 ZERO の新築や既存住宅の性能向上リフォームを実施する者に対し、補助金を交付することにより、省エネ・再エネ性能の優れた住宅ストックの形成を図ることで「鹿追型ゼロカーボンシティ」の実現に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の「住宅」をいう。尚、公共及び民間が管理する賃貸住宅はこれにあたらない。

(2) 北方型住宅 ZERO

北方型住宅基準（令和5年5月31日付け建指第467号）第4（4）及び第5に適合する住宅をいう。

(3) 性能向上リフォーム

既存住宅の改修工事のうち、別表第1で定められている省エネルギー性能や断熱性能の向上を伴う工事をいう。

(4) 住宅取得者

第2号を自ら居住することを目的に新たに発注又は購入する者及び第3号を工事施工業者に発注する者をいう。

(5) 住宅事業者

町長に補助金事業者登録届を提出し、登録事業者として認められ、登録事業者名簿に登録された町内の工事・設計事業者等のことをいう。尚、第2号に係る工事・設計事業者等は登録事業者に限らない。

(6) 『ZEH』補助

経済産業省及び環境省で実施している ZEH 支援事業における ZEH+ を対象とした補助事業、次世代 ZEH+（注文・建売・TPO）実証事業及び次世代 HEMS 実証事業による補助金をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 鹿追町の住民票に記載されている者（実績報告書を提出するときまでに本町に転入する者を含む。）であること。

(2) 町税を滞納していないこと。（前号の括弧書きにあたる者は、現に住所を有する市町村民税）

- (3) 鹿追町暴力団排除条例（平成24年鹿追町条例第28号）第2条及び第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

（補助の条件）

第5条 本事業の対象は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付対象事業は、令和6年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものとする。
- (2) 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと。
- (3) 『ZEH』補助が交付されていないこと（予定を含む。）。
- (4) 鹿追町の他の補助制度により補助金が交付されていないこと（予定を含む。）。
- (5) 第3条第1項第2号の住宅取得者は、竣工後少なくとも2日以上は展示の用に供すること。
- (6) 住宅取得者は、北海道が既存住宅の性能向上リフォームの促進を図ることを目的に、住宅の写真及び工事内容を広報等に必要な範囲で利用することを許諾すること。また、完成見学会を行うこと。

（補助金の額等）

第6条 補助金は予算の範囲内により、対象経費の1/3以内で次の各号の額を上限とし、商品券（1,000円綴り）を交付する。算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、工事に要する経費が200,000円（税込）未満の場合は補助対象外とする。

尚、補助対象外経費は別表第2に掲げる経費とする。

- (1) 北方型住宅 ZERO の場合、450,000円／戸（年間）
- (2) 住宅への性能向上リフォームの場合、500,000円／戸（年間）

（申請受付期間等）

第7条 申請は公募により募集することとし、交付申請の受付期間（以下、「申請受付期間」という。）は、当該年度の2月10日までとする。ただし、申請受付期間であっても、補助金交付予定額が予算の範囲を超えた場合は、その日をもって申請の受付を終了するものとする。尚、申請期限が役場閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に別表第3に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

尚、申請は代行して当該施工に係る住宅事業者が行うものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 町長は前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書

(第3号様式)により、申請者及び住宅事業者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第10条 本補助事業の内容又は本補助事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ鹿追町住まいのゼロカーボン化推進事業補助金変更承認交付申請書(第4号様式)を町長に提出し、承認を受けるものとする。

2 本補助事業が実績報告の期限までに完了の見込がない場合には、あらかじめ鹿追町住まいのゼロカーボン化推進事業補助金繰越承認申請書(第5号様式)を町長に提出し、承認を受けるものとする。繰越申請期間は当該年度の12月26日とする。承認を受けた事業は、事業申請時の事業完了予定年度の翌年度の実績報告期限までには事業を完了するものとする。尚、申請期限が役場閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

3 本補助事業を中止する場合には、鹿追町住まいのゼロカーボン化推進事業補助金中止承認申請書(第6号様式)を提出し、承認を受けるものとする。

(変更承認決定)

第11条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、鹿追町住まいのゼロカーボン化推進事業補助金変更等承認書(第7号様式)により、申請者にその内容を通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は施工完了から30日以内、または当該年度の2月25日のいずれか早い日、補助金実績報告書(第8号様式)に別表第4に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。尚、申請期限が役場閉庁日の場合は、翌開庁日とする。また、報告は当該施工を実施した住宅事業者が行うものとする。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告書の内容の審査を速やかに行うものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、適正に執行されていると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書(第9号様式)により補助対象者に通知するものとする。

3 町長は、第2項による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込みその他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、又は担保に供したとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、補助金交付決定取り消し通知書

(第10号様式)により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を町長に返還させなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

(状況調査)

第16条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった対象設備等の設置状況等の調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第17条 補助金の交付を受けた者は、鹿追型ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー活動に努め、二酸化炭素排出削減に寄与する生活を実践しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

工事種別		対象となる工事
建物全体の断熱改修		建物全体の外皮平均熱貫流率を $0.46\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下とする工事
開口部の省エネ改修		窓及びドアの断熱性能を高める工事
躯体の省エネ改修		外壁全体の断熱性能を高める工事
		屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事
		床全体の断熱性能を高める工事
高効率設備の導入 (未使用品)	高断熱浴槽	JIS A5532 :2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
	電気ヒートポンプ	JIS C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上
	潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7% 以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が 81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6 %以上であること。

ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 % 以上であること。
節湯水栓	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）
コージェネレーション設備	燃料電池発電ユニット ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可） ガスエンジン給湯器 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準 JIS B 8122 ）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準）で 80 % 以上であること。
暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された暖房機能を有する換気機能又は空気清浄機能付きエアコン ①国、地方公共団体または独立行政法人（以下、「国等」という。）が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
LED照明	工事を伴うものであること。
節水型トイレ	JIS A5207に規程する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5ℓ以下）
その他	鹿追町と協議し、認められたもの

別表第2（補助対象外経費）

共通	（1）目的達成に直接係わらない経費 （2）既設設備等の撤去に係る経費（撤去した設備等の処理費を含む） （3）中古品 （4）その他町長が補助対象外と認めた経費
----	---

別表第3（交付申請関係）

共通	（1）現に鹿追町内に住所を有する者にとっては、町が定める町税納入状況調査承諾書（別添様式）その他の者にとっては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書
----	---

	<p>(2) 自己が所有しない住宅等に設置する場合は、所有者の承諾書（別添様式）</p> <p>(3) 経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し（建売の場合は売買見積書等の写し）</p> <p>(4) 導入する部材・設備の仕様が分かるカタログ等</p> <p>(5) 誓約書（別添様式）</p> <p>(6) その他町長が必要と認める書類</p>
--	---

（新築）

北方型住宅ZERO	<p>(1) 北方型住宅 ZERO 施工計画書（任意様式）</p> <p>(2) きた住まいるメンバー登録を証する書類</p> <p>(3) 建設予定地の写真</p> <p>又は、一般社団法人北海道建築指導センターが発行する北方型住宅基本性能確認証</p>
-----------	--

（性能向上リフォーム）

建物全体の断熱改修	<p>(1) 改修前の状況写真及び施工方法が分かる図面</p> <p>(2) 性能の向上が分かる資料等</p>	
開口部の省エネ改修		
躯体の省エネ改修		外壁全体の断熱性能を高める工事
		屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事
	床全体の断熱性能を高める工事	
高効率設備の導入	高断熱浴槽	<p>(1) 従来使用していた浴槽の写真（全体・メーカー・型番がわかるもの）</p> <p>(2) JIS A5532 :2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。</p> <p>(2) の要件を証するカタログ等</p>
	電気ヒートポンプ	<p>(1) 従来使用していた給湯機の写真（全体・メーカー・型番がわかるもの）</p> <p>(2) JIS C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上であること。</p> <p>(2) の要件を証するカタログ等</p>
	潜熱回収型ガス給湯機	<p>(1) 従来使用していた給湯機の写真（全体・メーカー・型番がわかるもの）</p> <p>(2) ・給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上</p>

		<p>であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が 83.7% 以上であること。 <p>(2) の要件を証するカタログ等</p>
潜熱回収型 石油給湯機		<p>(1) 従来使用していた給湯機の写真 (全体・メーカー・型番がわかるもの)</p> <p>(2) ・油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が 94%以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が 81.3% 以上であること。 石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6 % 以上であること。 <p>(2) の要件を証するカタログ等</p>
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型 給湯機		<p>(1) 従来使用していた給湯機の写真 (全体・メーカー・型番がわかるもの)</p> <p>(2) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が 102 % 以上であること。</p> <p>(2) の要件を証するカタログ等</p>
節湯水栓		<p>(1) 従来使用していた水栓機器の写真 (全体・メーカー・型番がわかるもの)</p> <p>(2) JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。</p> <p>(2) の要件を証するカタログ等</p>
燃料電池システム		<p>(1) 従来使用していた給湯機の写真 (全体・メーカー・型番がわかるもの)</p> <p>(2) 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること (燃料電池発電ユニットの後付けも可)</p> <p>(2) の要件を証するカタログ等</p>
コージェネレーション 設備		<p>(1) 従来使用していた給湯機の写真 (全体・メーカー・型番がわかるもの)</p> <p>(2) ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準 JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準) で 80 % 以上であること。 <p>(2) 要件を証するカタログ等</p>
暖房機能を 有する空気		<p>(1) 設置予定場所の写真</p> <p>(2) 暖房機能を有する空清浄機能又は換気機能付きエア</p>

清浄機能又は換気機能付きエアコン	<p>コンであること。</p> <p>(3) 空気清浄機能又は換気機能の効果について、次のいずれかに該当する試験機関等で確認されたエアコンであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体または独立行政法人（以下「国等」という）が運営する試験機関等 ・国等の認可等を受けた試験機関等 ・法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等 <p>(2) の要件を証するカタログ等</p>
LED照明	(1) 工事前の状況写真
節水型トイレ	<p>(1) 従来使用していたトイレの写真（全体・メーカー・型番がわかるもの）</p> <p>(2) JIS A5207に規程する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5ℓ以下）であること。</p> <p>(2) の要件を証するカタログ等</p>
その他	鹿追町と協議し、認められたもの

別表第4（実績報告関係）

共通	<p>(1) 対象の改修・設置状況を撮影した写真及び図面</p> <p>(2) 対象の設置に係る領収証（明細あり）及び契約書がある場合は契約書の写し</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p>
----	--

（新築）

北方型住宅ZERO	<p>(1) 住宅ラベリングシート 又は、一般社団法人北海道建築指導センターが発行する住宅履歴保管書</p> <p>(2) 完成見学会時の写真</p>
-----------	---

（性能向上リフォーム）

建物全体の断熱改修	(1) 共通と同じ	
開口部の省エネ改修		
躯体の省エネ改修		<p>外壁全体の断熱性能を高める工事</p>
		<p>屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事</p> <p>床全体の断</p>

	熱性能を高める工事	
高効率設備の導入	高断熱浴槽	
	電気ヒートポンプ	
	潜熱回収型ガス給湯機	
	潜熱回収型石油給湯機	
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	
	節湯水栓	
	燃料電池システム	
	コージェネレーション設備	
	暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	
	LED照明	
	節水型トイレ	
その他	鹿追町と協議し、認められたもの	